

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

（行政経営推進課）

一

訓 令 甲

○押印を求める手続の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

（行政経営推進課）

一七

告 示

○押印を求める手続の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

（行政経営推進課）

二二

規 則

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

（公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる規則の規定中「三」を削る。

一 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百七号）様式第一号及び様式第二号

二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則（平成十五年宮城県規則第百四号）様式第一号及び様式第四号から様式第六号まで

三 グリーン購入促進条例施行規則（平成十八年宮城県規則第十九号）様式第二号、様式第四号及び様式第五号

四 旅館業法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第二十三号）様式第三号

五 興行場法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第五十四号）様式第一号（その二）

六 民間非営利活動施設の管理に関する規則（平成十六年宮城県規則第百六号）様式第一号

七 社会福祉法施行細則（昭和二十九年宮城県規則第十号）様式第一号から様式第八号まで

八 医療法施行細則（平成十六年宮城県規則第六十二号）様式第一号から様式第十三号まで、様式第十五号から様式第十六号の三まで、様式第十八号、様式第十九号、様式第二十号、様式第二十三号から様式第二十三号の三まで、様式第二十六号の二から様式第三十号の三まで及び様式第三十号の七から様式第四十八号まで

九 医学生修学資金貸付条例施行規則（平成十七年宮城県規則第六十八号）様式第六号から様式第九号まで、様式第十二号、様式第十五号及び様式第十九号

十 介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則（平成十八年宮城県規則第七十二号）様式第一号から様式第十号まで

十一 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成十九年宮城県規則第七十五号）様式第一号（表面）、様式第二号及び様式第三号

十二 介護保険法に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則（平成二十一年宮城県規則第七十号）様式第一号及び様式第二号

十三 調理師法施行細則（昭和三十四年宮城県規則第十八号）様式第一号から様式第五号まで

十四 指定難病等に係る訪問看護費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十三号）様式第一号及び様式第二号

十五 婦人保護施設条例施行規則（平成十七年宮城県規則第百五十二号）別記様式

十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則（平成二十四年宮城県規則第五十一号）様式第一号及び様式第二号

十七 後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年宮城県規則第五十五号）様式第二号、様式第四号、様式第五号、様式第九号から様式第十二号まで及び様式第十四号

十八 貸金業法施行細則（昭和五十八年宮城県規則第五十一号）様式第一号

十九 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給及び損失補償費補助金交付規則（昭和三十三年宮城県規則第六十九号）様式第一号から様式第三号まで

二十 家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年宮城県規則第三十九号）様式第六号

二十一 土地改良事業等調査及び計画受託規則（昭和四十八年宮城県規則第五号）様式第一号、様式第四号及び様式第五号

二十二 水産技術総合センターの使用に関する規則（平成二十八年宮城県規則第四十一号）様式第一号及び様式第三号

二十三 遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則（平成十五年宮城県規則第五号）別記様式

二十四 漁港漁場整備法施行細則（昭和五十一年宮城県規則第二十八号）様式第一号、様式第三号、様式第四号及び様式第十三号から様式第十五号まで

二十五 解体工事業者登録簿の閲覧に関する規則（平成十三年宮城県規則第八十九号）別記様式

二十六 土地区画整理組合事業資金貸付規則（昭和四十二年宮城県規則第五号）様式第一号、様式第五号及び様式第六号

二十七 都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十五年宮城県規則第十九号）様式第四号

（宮城県牧野法施行細則等の一部改正）

第二条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

一 宮城県牧野法施行細則（昭和二十六年宮城県規則第六十一号）別記様式第一号から様式第四号まで

二 家畜取引法施行細則（昭和三十一年宮城県規則第六十号）別記様式

（宮城県職員之恩給の基礎となるべき在職期間と公務員及び他の地方公共団体の職員としての在職期間との通算に関する条例施行規則等の一部改正）

第三条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

一 宮城県職員之恩給の基礎となるべき在職期間と公務員及び他の地方公共団体の職員としての在職期間との通算に関する条例施行規則（昭和三十二年宮城県規則第四十一号）附則様式第一号、附則様式第二号、附則様式第四号から附則様式第十六号まで、様式第七号及び様式第十四号

二 公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和六十二年宮城県規則第二号）様式第一号から様式第二十号まで及び様式第二十二号

三 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和三十八年宮城県規則第六号）別記様式

宮城県規則第六号）別記様式

四 消防学校規則（昭和四十六年宮城県規則第三十五号）様式第一号の二及び様式第三号

五 消防法施行細則（昭和三十五年宮城県規則第九号）様式第三号から様式第五号まで

六 公害紛争処理条例施行規則（昭和四十六年宮城県規則第十九号）様式第一号及び様式第二号

七 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和三十一年宮城県規則第五十六号）様式第四号から様式第七号まで

八 狂犬病予防法施行細則（昭和三十四年宮城県規則第九号）様式第一号から様式第四号まで

九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和五十六年宮城県規則第二十五号）様式第一号から様式第七号まで及び附則様式

十 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年宮城県規則第四十七号）様式第一号、様式第二号、様式第五号から様式第七号まで、様式第十一号及び様式第十三号

十一 消費生活条例施行規則（昭和五十一年宮城県規則第二十一号）様式第一号、様式第二号、様式第四号及び様式第五号

十二 だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成八年宮城県規則第七十八号）様式第一号（その一）、様式第一号（その二）及び様式第三号（その一）から様式第五号（その二）まで

十三 公衆衛生修学資金貸付条例施行規則（昭和三十九年宮城県規則第三十九号）様式第七号、様式第九号及び様式第十二号

十四 介護福祉士等修学資金貸付条例施行規則（平成五年宮城県規則第六十一号）様式第八号、様式第十三号、様式第十八号、様式第十九号、様式第二十一号、様式第二十五号及び様式第二十六号

十五 母子保健法施行細則（平成三年宮城県規則第十七号）様式第一号から様式第六号まで

十六 宮城県農業大学校規則（昭和五十九年宮城県規則第七号）様式第四号から様式第八号まで

十七 農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則（平成十八年宮城県規則第五十号）様式第一号から様式第三号まで及び様式第五号

十八 林業種苗法施行細則（昭和四十五年宮城県規則第九十号）様式第一号及び様式第四号

十九 県有防災林保護管理規則（昭和五十一年宮城県規則第三十一号）様式第一号及び様式第二号

二十 道路管理規則（平成七年宮城県規則第五十号）様式第一号及び様式第六号から様式第十一号まで

二十一 港湾臨港地区区分区構築物規制条例施行規則（昭和四十一年宮城県規則第五十七号）（別記様式）

二十二 厚生年金住宅の貸付け等に関する規則（昭和四十年宮城県規則第二十号）様式第一号（別紙一）及び様式第一号（別紙二）

（消防賞じゆつ金規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

一 消防賞じゆつ金規則（昭和四十七年宮城県規則第六号）様式第一号及び様式第五号

二 自然環境保全奨励交付金交付規則（昭和四十九年宮城県規則第七十四号）別記様式

三 簡易水道事業補助金交付規則（昭和三十七年宮城県規則第七十二号）様式第一号及び様式第二

号

四 行旅病人、行旅死亡人及び同伴者取扱規則（昭和三十六年宮城県規則第十一号）様式第一号及び様式第二号

五 生活保護法施行細則（平成元年宮城県規則第十二号）様式第二十七号及び様式第三十五号

六 介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成十二年宮城県規則第一百十九号）様式第二号、様式第五号、様式第六号、様式第十一号、様式第十三号及び様式第十四号

（職員等の旅費支給規則の一部改正）

第五条 職員等の旅費支給規則（昭和三十五年宮城県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二（その六の一）、別表第二（その六の二）及び別表第二（その六の四）中

「旅行者
確認印」を「旅行者
確認」に改める。

（県職員宿舍規則の一部改正）

第六条 県職員宿舍規則（昭和四十九年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第一号の二及び様式第三号中「㉑」を削る。

様式第三号の二中「㉒」を削る。

様式第四号、様式第四号の二、様式第六号から様式第八号まで、様式第十号及び様式第十二号中

「㉓」を削る。

様式第十二号の二中「㉔」を削る。

（県吏員恩給条例施行規則の一部改正）

第七条 県吏員恩給条例施行規則（昭和二十五年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三を削り、第二十三条の四を第二十三条の三とする。

第二十四条の三第二項中、「恩給給与金額領収証書の印影が第二十三条の三の規定による届出の

印鑑と符合することを認め」を削る。

第二十四条の七第五号を削る。

様式第一号から様式第三号まで、様式第五号及び様式第六号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押ししよへない。）」を削る。

様式第七号中「（※代筆の場合は、申立者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第七号の二中「（※代筆の場合は、申出者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第七号の三から様式第九号の二までの規定中「（※代筆の場合は、請求者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第十号中「（※代筆の場合は、申請者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第十二号、様式第十二号及び様式第十四号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第十六号から様式第十八号まで、様式第十九号の二及び様式第十九号の四中「（※代筆の場合は、申請者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第十九号の五中「（※代筆の場合は、請求者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第十九号の六及び様式第十九号の七中「（※代筆の場合は、申請者の印を押ししてください。）」を削る。

様式第二十六号を次のように改める。

様式第二十九号及び様式第三十一号中「㉕」を削る。

「銀行証明印」

様式第三十二号中「㉖」及び

を削る。

様式第三十三号中「㉗」及び

「変更後の
銀行証明印」

を削る。

様式第三十四号中「㉘」を削る。

様式第四十三号中「（※代筆の場合は、受給者の印を押ししてください。）」を削る。

（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第八条 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年宮城県規則第一百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「記名押印させ」を「署名又は記名押印させ」に改める。

様式第二号、様式第三号、様式第五号、様式第九号、様式第十三号、様式第十四号及び様式第十九号中「印」を削る。

様式第二十号中 「氏 名
印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」を

「氏 名
署名又は印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改める。

(宮城県県税条例施行規則の一部改正)
第九條 宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二十六号及び様式第二十六号の六中

「氏名(名称及び代表者の氏名)」を
印

「氏名(名称及び代表者の氏名)」を
に

改める。

様式第二十七号の四中「世」を削る。

様式第四十号の二及び様式第四十号の三中「国」を削る。

様式第四十一号中「⑩」を削る。

様式第四十二号、様式第四十四号及び様式第四十六号中「回」を削る。

様式第七十二号の十一中

「宮城県 所長 殿 (競技会主催者等) 住 所 氏名又は名称

を
「宮城県 所長 殿 (競技会主催者等) 住 所 氏名又は名称 印」

に改める。
「」

様式第百四十九号及び様式第百五十一号中「⑩」を削る。

様式第百五十三号(その二)中「年 月 日()」を
氏名 「に改める。」

を「年 月 日()」氏名 「に改める。」

様式第百五十三号(その二)中「年 月 日()」氏名

「年 月 日()」氏名 「に改める。」

様式第七号(その六) 中

備考	主任者印

を
に改める。

様式第七号(その八) 中

取	扱	者	印

を削る。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第十一条 災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号、様式第五号、様式第六号、様式第七号、様式第八号、様式第十号及び

様式第十二号中「㊸」を削る。

様式第十三号中「㊹」を削る。

(県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第十二条 県立自然公園条例施行規則(昭和三十五年宮城県規則第五十九号)の一部を次のように改

正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「㊺(記名押印又は署名)」を削り、

「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名)〕」を「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名
〕」に改める。

様式第四号中「(記名押印又は代表者の署名)」を削る。

様式第五号中「(記名押印又は署名)」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「(記名押印又は署名)」を削る。

「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名)〕」を「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名
〕」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「(記名押印又は署名)」を削る。

「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名)〕」を「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名
〕」に改める。

様式第十号中「(記名押印又は署名)」を削る。

「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名)〕」を「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名
〕」に改める。

様式第十一号から様式第十六号までの規定中「(記名押印又は署名)」を削る。

「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名)〕」を「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名
〕」に改める。

様式第十七号中「(記名押印又は署名)」を削る。

「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名)〕」を「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名
〕」に改める。

様式第十八号中「(記名押印又は署名)」を削る。

「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名(記名
押印又は代表者の署名)〕」を「法人にあつては、主たる事務所の所在
〔地及び名称並びに代表者の氏名
〕」に改める。

様式第十九号中「(記名押印又は署名)」を削る。

「（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名）を、（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名）を、）」を「（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名）を、）」に改める。

様式第二十号から様式第三十二号までの規定中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名）を、）」に改める。

様式第三十三号から様式第三十五号まで及び様式第三十八号の規定中「（記名押印又は署名）」を「（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名）を、）」に改める。

「（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名）を、）」を「（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名）を、）」に改める。

第十三条 自然環境保全条例施行規則（昭和五十年宮城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「署名押印」を「署名」に改める。

様式第一号から様式第二十六号の四までの規定中「（記名押印又は署名）印」及び「（記名押印又は代表者の署名）」を削る。

様式第三十号中「印」を削る。

様式第三十一号及び様式第三十二号中「（記名押印又は署名）印」及び「（記名押印又は代表者の署名）」を削る。

（森林法施行細則の一部改正）

第十四条 森林法施行細則（平成十二年宮城県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「申請者氏名（法人にあつては、名称）印」を「申請者氏名（法人にあつては、名称）印」に改め、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1とし、注意事項3を注意事項2とする。

様式第四号から様式第十三号まで及び様式第十五号中「印」を削る。

様式第十六号中「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改め、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1

「氏名（法人にあつては、名称）印」に改め、注意事項1を削り、注意事項2を注意事項1

とし、注意事項3を注意事項2とする。

様式第二十号中「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改める。

様式第三十三号中「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改める。

「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改める。

「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改める。

注意事項とする。

様式第十八号中「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改める。

「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改める。

「氏名（法人にあつては、名称）印」を「氏名（法人にあつては、名称）印」に改める。

第十五条 簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条 簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条 簡易給水施設等の規制に関する条例施行規則（平成十二年宮城県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで及び様式第六号から様式第八号までの規定中「氏名」を「氏名」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第十六条 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第四号、様式第八号、様式第九号及び様式第十一号中「印」を削る。

様式第十二号中「印」を削る。

（生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正）

第十七条 生活困窮者自立支援法施行細則（平成二十七年宮城県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「印」を削る。

様式第七号（表面）中「記名押印」を「記名」に改め、「印」を削る。

様式第九号、様式第十一号、様式第十二号、様式第十四号、様式第十九号及び様式第二十号中「印」を削る。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第十八条 歯科技工士法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び

業式第一号中 代表者の氏名)

印」

「設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び

代表者の氏名)

」

」

「所属施設名

所在地(勤務者でない場合は住所)

電話番号

氏名

印」

」

「所属施設名

所在地(勤務者でない場合は住所)

電話番号

氏名

」

「2 氏名、印は本人自筆、押印のこと。

3 履歴書及び免許証の写しを添付すること。」

」

「所属施設名

所在地

電話番号

氏名

印」

「2 履歴書及び免許証の写しを添付すること。」

」

「所属施設名

所在地

電話番号

氏名

」

に改める。

様式第二号から様式第七号までの規定中「印」を削る。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部改正)

第十九条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和五十七年宮城

県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地 及

業式第一号中 び代表者の氏名)

印」

「設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

」

「住所

氏名

(印)」

」

「住所

氏名

」

「所在地

施設名

施設長

(公印)」

」

「臨床実習施設名

(代表者)

印」

「臨床実習施設名

(代表者)

」

に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「印」を削る。

業式第五号中「開設者の氏名

」に改める。

」

業式第六号から業式第九号までの規定中「印」を削る。

業式第十号中「施術者の氏名

印」及び「施術者の氏名

」

に改める。

(柔道整復師法施行細則の一部改正)

第二十条 柔道整復師法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地

業式第一号中 及び代表者の氏名)

」

印」

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

シ

「住所
氏名
(印)」

「住所
氏名
(印)」

「所在地
施設名
施設長
(公印)」

「所在地
施設名
施設長
(公印)」

「臨床実習施設名
(代表者)」

「臨床実習施設名
(代表者)」

改める。

様式第二号から様式第七号までの規定中「印」を削る。

(現職訓練士法施行細則の一部改正)

第二十一条 視能訓練士法施行細則(平成二十七年宮城県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

様式第一号中
び代表者の氏名)

及

印」

「設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

シ

」

「住所
氏名
(印)」

「住所
氏名
(印)」

「所在地
施設名
施設長
(公印)」

「所在地
施設名
施設長
(公印)」

「

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

を

「

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

こ

改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「印」を削る。

(現職訓練士法施行細則の一部改正)

第二十一条 臨床工学技士法施行細則(平成二十七年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

様式第一号中
び代表者の氏名)

を

印」

「設置者の氏名及び住所

(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名)

シ

」

「住所
氏名
(印)」

「住所
氏名
(印)」

「所在地
施設名
施設長
（公印）」
「実習施設名
施設所在地
開設者氏名
印」

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

改める。
様式第二号から様式第四号までの規定中「印」を削る。
（義肢装具士法施行細則の一部改正）
第二十三条 義肢装具士法施行細則（平成二十七年宮城県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所
（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）」
「住所名
氏名
（印）」

「所在地
施設名
施設長
（公印）」
「実習施設名
施設所在地
開設者氏名
印」

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

改める。
様式第二号から様式第四号までの規定中「印」を削る。
（言語聴覚士法施行細則の一部改正）
第二十四条 言語聴覚士法施行細則（平成二十七年宮城県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所
（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）」
「住所名
氏名
（印）」

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)」

「住 所
氏 名 (印) 」 「住 所
氏 名 (印) 」

「所在地
施設名 施設名
施設長 施設長 (公印) 」 「所在地
施設名 施設名
施設長 施設長 (公印) 」

「実習施設名
施設所在地 施設所在地
開設者氏名 開設者氏名 (印) 」 「実習施設名
施設所在地 施設所在地
開設者氏名 開設者氏名 (印) 」

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「印」を削る。

(臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部改正)

第二十七条 臨床検査技師等に関する法律施行細則(平成二十八年宮城県規則第十一号)の一部を次

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)」

「住 所
氏 名 (印) 」 「住 所
氏 名 (印) 」

「所在地
施設名 施設名
施設長 施設長 (公印) 」 「所在地
施設名 施設名
施設長 施設長 (公印) 」

「実習施設名
施設所在地 施設所在地
開設者氏名 開設者氏名 (印) 」 「実習施設名
施設所在地 施設所在地
開設者氏名 開設者氏名 (印) 」

実習指導者氏名	承認印又は署名	免許取得年月	実務経験年数
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月
	印	年 月	年 月

実習指導者氏名	免許取得年月	実務経験年数
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「印」を削る。

(歯科衛生士法施行細則の一部改正)

第二十八条 歯科衛生士法施行細則(平成二十八年宮城県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名) 様式第一号中 び代表者の氏名) を

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名) 」

「所属施設名
所在地(勤務者でない場合は住所) や
電話番号
氏名 印」 「所属施設名
所在地(勤務者でない場合は住所) や
電話番号
氏名 印」

3 氏名、印は本人自筆、押印のこと。

4 専任又は兼任の教員にあっては履歴書及び免許証等の写しを添付すること。」

3 専任又は兼任の教員にあっては履歴書及び免許証等の写しを添付すること。」

「所属施設名
所在地 や
電話番号
所属長 印」 「所属施設名
所在地 や
電話番号
所属長 印」

「実習施設名
所在地 や
電話番号
開設年月日
開設者名 印」 「実習施設名
所在地 や
電話番号
開設年月日
開設者名 印」

様式第二号から様式第四号までの規定中「印」を削る。
(衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則の一部改正)

第二十九条 衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則(平成八年宮城県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号まで及び様式第五号の規定中「記名押印」を「記名」に改め、「印」

を削る。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則の一部改正)

第三十条 准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例施行規則(平成二十年宮城県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「記名押印」を「記名」に改める。
(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第三十一条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

「設置者の氏名及び住所
様式第十一号中 (法人にあっては、名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名) 印」

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名) 」 「氏名 印」や「氏名 所在地及び代表者の氏名) 」 「(開設者) 印」や「(開設者) 」に改める。

様式第十二号から様式第十四号までの規定中

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名) 印」

「設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名) 」

様式第十六号中「記名押印」を「記名」に改める。
(看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第三十二条 看護学生修学資金貸付条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「印」を削る。
様式第八号及び様式第九号中「印」を削る。
様式第十二号中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

(被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第三十三条 被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第十七

号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉔」を「㉕」に改める。

「㉕」を「㉖」に改める。

様式第八号及び様式第十号中「㉗」を削る。

(特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第三十四条 特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則(令和元年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第八号及び様式第九号中「㉘」を削る。

様式第十号から様式第十二号までの規定中「㉙」を「㉚」に改める。

「㉚」を「㉛」に改める。

様式第十三号中「㉜」を削り、

無 題 の 用 紙	
-----------	--

を

無 題 の 用 紙	
-----------	--

に

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

改める。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第三十五条 老人福祉法施行細則(昭和三十九年宮城県規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第六号から様式第十一号までの規定中「㉞」を削る。

様式第十二号から様式第二十七号まで及び様式第三十三号から様式第三十五号までの規定中「㉟」を削る。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部改正)

第三十六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成十一年宮城県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二中「㉡」を削る。

様式第二号中「㉢」を「㉣」に改める。

「㉣」を「㉤」に改める。

様式第三号から様式第六号までの規定中「㉥」を削る。

様式第六号の二中「㉦」を「㉧」に改める。

「㉧」を「㉨」に改める。

様式第七号中「㉩」を削る。

様式第七号の二中「㉪」を「㉫」に改める。

「㉫」を「㉬」に改める。

様式第八号から様式第十号までの規定中「㉭」を削る。

(筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部改正)

第三十七条 筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則(平成十二年宮城県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉮」を「㉯」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「㉰」を削る。

「㉰」を「㉱」に改める。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第三十八条 児童福祉法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉲」を「㉳」に改める。

様式第三号中「㉴」を削る。

様式第三号の五中「㉵」を削る。

様式第三号の六中「㉶」を「㉷」に改める。

様式第三号の七から様式第三号の十一まで、様式第五号の二及び様式第五号の三中「㉸」を削る。

「㉸」を「㉹」に改める。

様式第三号の七から様式第三号の十一まで、様式第五号の二及び様式第五号の三中「㉹」を削る。

様式第五号の四中 「ふりがな」を

「ふりがな」を

「ふりがな」に改める。

様式第五号の五から様式第五号の七までの規定中「㉔」を削る。

様式第五号の八から様式第五号の十三までの規定中「㉕」を削る。

様式第六号、様式第六号の二、様式第八号から様式第十一号まで及び様式第十四号の規定中「㉖」を削る。

(子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則の一部改正)

第三十九条 子ども総合センターにおける健康診断に係る使用料等の免除に関する規則(平成十八年宮城県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第四十条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和四十年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉗」を削り、(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

様式第三号中「㉘」を削る。

様式第八号及び様式第九号中「㉙」を削り、(注)を削る。

様式第十一号中「㉚」を削る。

様式第十二号中「㉛」を削る。

様式第十三号中「㉜」を削る。

様式第十四号中「㉝」を削り、(注)を削る。

様式第十五号から様式第十八号までの規定中「㉞」を削る。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第四十一条 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成二十五年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「代業者 印」を「代業者」に改める。

(職場適応訓練委託規則の一部改正)

第四十二条 職場適応訓練委託規則(昭和五十五年宮城県規則第四十一号)の一部を次のように改正

する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「㉟」を削る。

様式第四号中 「適応訓練生の住所 氏名」を「㊱」に改める。

「適応訓練生の住所 氏名」に改める。

様式第五号中 「実習生の住所 氏名」を「実習生の住所」に改める。

様式第六号から様式第十号までの規定中「㊲」を削る。

(買受適格証明書交付規則の一部改正)

第四十三条 買受適格証明書交付規則(平成十三年宮城県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に改め、(注)を削る。

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第四十四条 家畜伝染病予防法施行細則(平成十二年宮城県規則第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「受領印を受け」を「受領確認を記入させ」に改める。

様式第一号から様式第十二号までの規定中「㊳」を削る。

(土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部改正)

第四十五条 土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和四十七年宮城県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊴」を削る。

様式第二号中「㊵」を削る。

様式第五号から様式第七号までの規定中「㊶」を削る。

(森林組合法施行細則の一部改正)

第四十六条 森林組合法施行細則(昭和五十四年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

様式第二十一号及び様式第二十二号中

氏	名	印		
			を	
			に改める。	

氏	名		
		に改める。	

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第四十七条 水産業協同組合法施行細則(昭和六十二年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二十三号(注)2及び様式第二十四号(注)2中「(個人別に住所、氏名を記載する箇条)」を削る。

(漁港管理条例施行規則の一部改正)

第四十八条 漁港管理条例施行規則(平成元年宮城県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号から様式第八号までの規定中「㉔」を削る。

様式第八号の二及び様式第八号の三中「㉔」を削る。

様式第九号中「㉔」を削る。

様式第十号及び様式第十号の二中「㉔」を削る。

(公共用財産管理条例施行規則の一部改正)

第四十九条 公共用財産管理条例施行規則(平成十二年宮城県規則第五百十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十一号までの規定中「氏名又は名称」に改め、備考を削る。

様式第十二号及び様式第十三号中「㉔」を削る。

様式第十四号中「氏名又は名称」に改め、備考を削る。

(河川管理条例の一部改正)

第五十条 河川管理条例(昭和五十一年宮城県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第六号、様式第十四号及び様式第十六号から様式第十八号までの規定中「㉔」を削り、備考を削る。

様式第十九号中「㉔」を削り、備考3を削る。

様式第二十号中「㉔」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

様式第二十二号中「氏名」を「氏名」に改め、備考3を削る。

(海岸占用料等条例施行規則の一部改正)

第五十一条 海岸占用料等条例施行規則(平成十二年宮城県規則第三百四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉔」を削り、備考3を削る。

様式第二号中「㉔」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

(港湾施設等管理条例施行規則の一部改正)

第五十二条 港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉔」を削る。

様式第四号中「氏名」を「氏名」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「㉔」を削る。

様式第十号中「㉔」を削る。

様式第十一号中「㉔」を削る。

(港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部改正)

第五十三条 港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則(平成十二年宮城県規則第五百十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考とする。

「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考とする。

様式第二号から様式第五号までの規定中「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考とする。

「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考とする。

様式第六号中 「氏名又は名称及び代表者氏名」を

「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、備考を削る。

様式第七号中 「氏名又は名称及び代表者氏名」を

「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第九号及び第十号中 「氏名又は名称及び代表者氏名」を

「氏名又は名称及び代表者氏名」に改め、備考を削る。

（都市計画に関する公聴会規則の一部改正）
第五十四条 都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「署名押印し」を「署名し」に改める。

（屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第五十五条 屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号中「㉔」を削り、備考を削る。

様式第十四号中「㉕」を削り、備考2を削り、備考1を備考とする。

（県立都市公園条例施行規則の一部改正）

第五十六条 県立都市公園条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「㉖」を削り、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

様式第五号から様式第八号まで、様式第十号及び様式第十一号中「㉗」を削る。

様式第十二号及び様式第十三号中「㉘」を削り、備考を削る。

様式第十五号中「㉙」を削る。

（宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第五十七条 宅地造成等規制法施行細則（昭和四十年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号中「認印」を削る。

様式第十五号中「(協議者)」を「(協議者)」に改める。

（特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正）
第五十八条 特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成七年宮城県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「㉚」を削る。

様式第六号中 「入居（予定）者 住所」を「入居（予定）者 住所」に改める。

様式第二十号の六中「印」を削る。

（県営住宅条例施行規則の一部改正）
第五十九条 県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「印」を削る。

様式第六号中 「入居（予定）者 住所」を「入居（予定）者 住所」に改める。

様式第三十四号中「印」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第七号

押印を求める手続の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

押印を求めると手続の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員研修規程等の一部改正)

第一条 次に掲げる訓令の規定中「三」を削る。

- 一 職員研修規程(平成九年宮城県訓令甲第十号)別記様式
- 二 職員と事業者等との間における行為に関する規程(平成二十年宮城県訓令甲第十五号)別記様式
- 三 建築物の耐震改修の促進に関する法律取扱規程(平成八年宮城県訓令甲第一号)様式第一号及び様式第二号

(職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第二条 職員の育児休業等に関する規程(平成四年宮城県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「(所属長捺印)」、「㊟」及び

〔任命権者記入欄〕

受理年月日	年	月	日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日					としてよろしいか伺います。
決裁欄	知事	副知事	総務部長	総務部次長	人事課長	課長補佐	班長	班員
								職氏名 ㊟

を削る。

様式第一号の二及び様式第二号中「(所属長捺印)」及び「㊟」を削る。

様式第三号中「(所属長捺印)」、「㊟」及び

〔任命権者記入欄〕

受理年月日	年	月	日					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日					としてよろしいか伺います。
決裁欄	知事	副知事	総務部長	総務部次長	人事課長	課長補佐	班長	班員
								職氏名 ㊟

を削る。

様式第四号中「(所属長捺印)」、「㊟」及び

「※ 任命権者記入欄

受理年月日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日	職 氏名 ⑩	
決裁欄					

を削る。

(職員の配偶者同行休業に関する規程の一部改正)

第六条 職員の配偶者同行休業に関する規程(平成二十六年宮城県訓令甲第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「(所属長経由印)」及び「㊸」を削り、

「※ 任命権者記入欄

受理年月日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	年	月	日	職 氏名 ⑩	
決裁欄					

を

職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 不認定 不要

「職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 不認定 不要」を削る。

(宿日直規程の一部改正)

第七条 宿日直規程(昭和三十四年宮城県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項第二号中「印を押す」を「氏名を記入する」に改める。

様式第一号中「㊸」を削る。

「

使 用 者	所属	職・氏 名	印	宿日直 印
.....				
.....				

様式第二号中

を

「

使 用 者	所属	職・氏 名	宿日直 印
.....			
.....			

に改める。

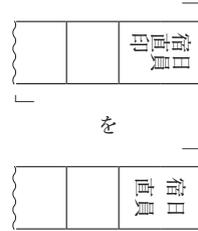
様式第三号中

受	領	者
所	職・氏名	印
属		

を

受	領	者
所	職・氏名	
属		

に



を

に改める。

(食品衛生法等取扱規程の一部改正)

第八条 食品衛生法等取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉓」を削る。

様式第五号中「㉔」を削る。

(高等技術専門学校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程の一部改正)

第九条 高等技術専門学校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程(昭和四十二年宮城県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「㉕」を削る。

様式第四号中「請求者 氏名」

様式第五号中「請求者 氏名」

様式第六号中「請求者氏名」

様式第七号中「㉖」を削る。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の各訓令の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各訓令の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各訓令の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改

正後の各訓令の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第二百五十六号

押印を求める手続の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

押印を求める手続の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

(救急病院等の認定に関する規程等の一部改正)

第一条 次に掲げる告示の規定中「㉓」を削る。

一 救急病院等の認定に関する規程(平成元年宮城県告示第千五百三号) 様式第一号から様式第五号まで

二 種畜預託規程(昭和四十二年宮城県告示第百六十二号) 様式第一号、様式第二号及び様式第四号

(大規模開発行為に関する指導要綱の一部改正)

第二条 大規模開発行為に関する指導要綱(昭和五十一年宮城県告示第百三十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号から様式第九号までの規定中「㉔」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「㉕」を削る。

(畜産技術講習規程の一部改正)

第三条 畜産技術講習規程(昭和三十六年宮城県告示第五百三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「㉖」を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和四年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各告示の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各告示の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改

正後の各告示の規定によるものとみなす。